

## 第7編 業務

### 第1章 木曾広域圏公共サイン

#### 木曾広域圏公共サインの設置及び管理に関する条例

〔平成11年4月1日〕  
条例第30号

##### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、木曾広域圏公共サインの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

##### (目的)

第2条 木曾地域の良好な景観の形成と情報の発信、来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の振興に資するため当該施設を設置する。

##### (施設の区分、種類、名称及び設置場所)

第3条 施設の区分、種類、及び名称は、別表のとおりとする。

2 施設の設置場所は、規則でこれを定める。

##### (管理)

第4条 施設の管理は、木曾広域連合が行なう。

2 前項の規定にかかわらず、連合長が必要と認める時は、この施設の一部の管理を委託することができる。

##### (規則への委任)

第5条 この条例で定めるものの他、施設の管理に関し必要な事項は連合長が別に定める。

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	種 類	名 称
広域サイン	行政界サイン	圏域界歓送迎サイン 広域案内マップ
	資源施設サイン	木曽 11 宿記号サイン
	結節点サイン	広域レジャー施設誘導サイン 広域観光ゾーン誘導サイン
町村サイン	行政界サイン	町村界歓送迎サイン 町村案内マップ
	資源施設サイン	資源施設記名サイン
	結節点サイン	町村誘導サイン